

## 平成 28 年度 第 7 回西区自治協議会会議録

日時：平成28年10月26日(水)午後3：00～5：00

会場：西区役所健康センター棟 1 階大会議室

### < 1 開会 >

### < 2 議事 (1) 部会の状況報告 (通常部会・特別部会) >

(岩協会長)

今日のご苦勞さまでございます。第7回の西区自治協議会でございます。それでは早速本題に入りたいと思います。皆さま方にお渡ししてあります議事の(1)部会の状況報告でございます。各部長より簡潔に概要報告をお願いしたいと思いますが、今回は平成29年度特色ある区づくり事業の委員アイデアと事務局案について、各部会で審議を行っていただきましたので、それを中心にご報告いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、担当部会での決定は尊重したいと思いますが、その他の意見が多数あった場合は、この場で審議して当協議会からの意見を決定したいと思います。それでは第1部会の笠原部会長、お願いいたします。

(笠原第1部会長)

第1部会の所管分野は防犯・防災・自然環境・住環境等でございます。第1部会の会議は10月11日、火曜日、午後3時30分から午後5時30分まで行いました。出席委員はご覧のとおりです。主な議事は「1 平成29年度特色ある区づくり事業について」。9月本会議で配付した特色ある区づくり事業関係資料、資料2及び資料3に基づき、事務局から説明がありました。区役所企画事業の事務局案について、事業ごとに質問応答と意見聴取を行い、審議の結果、部会として付すべき意見はなしとしました。委員から出されたその他の意見等は下記のとおりです。

資料3、平成29年度特色ある区づくり事業事務局案、整理番号5【西区安心安全推進事業】③防犯情報の提供。全市の防犯の達成状況等が掲載されているが、より身近なことと感じていただくため、西区での防犯発生状況等の掲載を検討していただきたい。⑤防災訓練推進事業。自治協提案事業の小学校・中学校における防災公開授業、教育委員会の防災教育、学校、地域連携事業などと異なる主体が類似する事業を行っているため、整理を行う必要がある。

「2 小学校・中学校における防災公開授業のふりかえり」。青山小学校及び中野小屋中学校で実施した防災授業について、アンケート結果を確認し、ふりかえりを行いました。

次回第8回の開催日程については、11月9日水曜日、午後3時30分西区役所3階303会議室。議題は平成29年度自治協提案事業について。私どもの第1部会としまして、皆さんのお手元にアンケートの結果と渡邊委員からまとめていただいた公開授業の報告資料を配付しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございました。それではまず今説明がございました特色ある区づくり授業、事務局案に対する部会の審議結果について、何かございませんでしょうか。各部会でいろいろな議論をいたしまして、そして最終的に部会として本会議にかけて承認していただく、こういう段取りになっておりますので、ご意見、ご質問がございませんでしょうか。それではこの報告全体に関してのご意見、ご質問がないようでございますので、続いて第2部会、お願いいたします。

(郷第2部会長)

第2部会は所管分野が保健福祉、文化、教育等でございます。第7回の部会は平成28年10月7日、金曜日、午後3時から5時まで行いました。出席者は書面のとおりでございます。主な議事、1番、「平成29年度特色ある区づくり事業について」。これは9月本会で配付した関係資料をもとに事務局から説明があり、そして事業ごとに質疑応答と意見聴取を行い審議した結果、部会としては異議ない旨、意見集約を行いました。なお、たくさんの意見が出されました。委員から出された意見を報告いたします。

まずアイデアです。整理番号1番【地域包括ケアシステム構築の研究・交流会事業】につきまして、第1層協議体や介護保険制度改正の動向などについても、地域へ適切に情報提供いただきたい。きめ細やかな地域包括ケアシステムを構築するためには、現行の日常生活圏域では高齢者にとって広く、自治会単位が適当ではないか。これは第2層の協議体のメンバーの内訳が、地域包括センターごとに行われているということについて、皆さんがご心配していらっしゃる意見がございました。なので、第3層の自治会単位というものをつくっていくことが必要ではないかというご意見が出てまいりました。

整理番号3番【青空健康づくりミニプロジェクト】。西区健康応援事業の実施に際し、リクエスト型の充実と併せ、出向くのが面倒な方も参加しやすくなるよう、きめ細かな実施方法を検討していただきたいというようなご意見でした。

資料3番の平成29年度特色ある区づくり事業の事務局案について。整理番号1番【あんしん・ふれあい・ささえあい事業】についてです。地域の茶の間交流会開催事業の実施にあたっては、補助金を受けておらず、社協が把握していない茶の間についても一緒に交流が深められるよう、対象を出していただくことをしていただきたいということでありました。高齢者孤立防止訪問事業では、とても重要であるので、民生委員でも把握できない状況もあるので、漏れのないよう対応していただきたい。そして小学生認知症サポーター養成事業については、サポーターの養成の観点では、小学生では難しいのではないかと。地域のいろいろな防災とか核になって動いてくれる中学生のほうが適当ではないかという意見が出されておりました。ただサポーター養成という名前を打っていますが、小学生に認知症というものを理解してもらいたいという狙いで、少し事業名があまりサポーター養成となっているので難しく感じられるようですが、本当に知ってもらいたいという事業で、なるべく小さいうちから知ってもらおうと、おじいちゃん、おばあちゃんと接する機会が多いので小学生対象でやっていきたいということでありました。

整理番号8番【西区スポーツ応援プロジェクト】。ほかの主体でも実施している分野は、将来的に見直し、整理する必要があるのではないかと。スポーツ振興会とかいろいろなところでやっている事業と重ならないようにやっていただきたいということでありました。

整理番号9番【西区こども特派員】。これは今までのこども一日区長体験から少し変わった新規事業となっております。これはふるさとを知る良い機会となり、郷土愛が生まれてくることにつながるのではないかとということで、委員の皆さまからはものすごくいい事業だね、いい事業にしてもらいたいねという力強い意見がたくさん出てきた事業でございました。1日の実施に限らず、きめ細かにしてもらうためには、視察体験とそれから自主取材という複数日の構成も考えていただきたいとか、取材地には西区の各地域の特色ある箇所をうまく含めて実施されるように期待しているということでした。なかなか学校での総合学習が少しずつ時間がかけられていない中、地域も応援して、子どもたちに地域を知るいい学習の機会としてもらいたいという、本当に熱いエールがたくさん出てきた事業でございました。

整理番号15番【西区中学生と地域のシャベリ場】。これも今までやって来たジュニアデザイン講座が少し変わって、来年度新しい形でやっていくという新規事業になっております。夏休みなど中学生もいろいろな行事があり多忙となるため、適切な時期とやり方についての調整が必要であると学校側と調整していただいて、なるべくいろいろな子どもたちが、いろいろな学校の子どもたちが出やすいような調整をしてもらいたいと。実施にあたっては中学生の提案や検討会の結果を地域で少しでも還元していく仕組みづくりを作れるよう考えていってほしいと。中学生がせっかく地域に対していろんなアイデアとか、お話をしてくださっても、それが絵に描いた餅で、翌年全く、ああ、よかったね、またじゃあ今年もという形ではなく、少しでも各地域の活動に取り入れていくことができるような仕組み、検討等をお願いしたいというご意見が出ておりました。

議題の2番目です。第2回教育ミーティングのテーマ決定につきまして、前回の会議での委員意見をもとに作成した事務局案について確認を行いました。テーマは「地域づくりと学校と調和のとれた連携を進めるために」ということに決定しました。また詳しいことは後で教育支援センター長からご説明があると思います。

3番、その他。9月11日に実施しました鎌田先生の講演会。そして10月2日に実施しましたスポーツ鬼ごっこ体験会についてのアンケートが出てまいりましたが、そこまで話におよぶ時間はありませんでしたので、アンケートを皆さんに配付して、次回の部会でふりかえりを行うこととなりました。4番、次回の開催日程です。次回は平成28年11月15日、火曜日、午後3時から、西区役所4階対策室にて行います。議題は2つの事業のふりかえりと平成29年度の自治協提案事業について、を考えております。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございました。先ほど申し上げたとおり、特色ある区づくり事業の事務局案に対する部会の審議結果についてただ今概略を説明いたしましたので、ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。坂井委員、お願いします。

(坂井委員)

公募委員の坂井です。今部会長がお話されたとおり、事務局案を異議ない旨と意見集約を行ったということで、いろいろな意見が出たということで、もっとこうしてほしいという意見がいっぱいあったことだと私は思います。具体的に私が経験したことでご報告申し上げますが、整理番号2の地域の茶の間バスツアーのことで、私も最初勘違いして、バスで茶の間を回るツアーなのかと思ったら、そうではなくてという話で、茶の間に参加している人がバスでどこかへ行くということで、これはぜひうちでもやりたいなと思ってこの間聞いてきたのです。そうしたら、いい事業なのだけれども、お年寄りが行くにはずいぶん硬いことになってるな。テーマが食育について学ぶ、新潟の歴史を学ぶ、ごみ問題を考える、農業について学ぶとあって、うちの茶の間に参加している70、80のお父さんが、今さら学ぶといってもなと思って、行くところもいい所もあるのですが、水産海洋研究所とか保健環境科学研究所とか、こういうところにおじいちゃん、おばあちゃんが来たがるだろうかというのがあって、もう少し本当に皆が楽しんでバスで旅行に行けるようなことを考えたらいいんじゃないかなと思っておりまして、併せてバスツアーを組んだところは、30分の健康教室を開かなければいけないということになっているのです。健康教室は私もいいことだと思うのですが、どうしてもバスツアーとこれを付けなければ駄目なのかなと思って、これだけ別にできないのかと言って来たらできるようですから、これはやりたいと思いますけど、そういう意味で言うと、ずいぶん少し、運用ではおおいに使いやすいようにしていくということが必要ではないかと思います。

整理番号1の③の自らつくる健康習慣。これもちょっと聞いてきたのですが、これは2時間もいろいろなお話を聞いたり、作業をするんだって。そうするとうちの年寄りも2時間も人の話を聞いているとくたびれちゃうなと思ったりして、こういうのも含めて実践していく上で使いやすいように、いろいろな意見を出しながらやっていけばいいと思います。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。では少し私から参考までに。今第2部会の郷部会長から説明ありました中で、小学校認知サポート養成事業というのが健康福祉課で継続事業ということでやっております。この前の、昨日、おとといかな。新潟医療センターの脳神経センター長の西澤さんという方が新潟大学を退会して、今度は新潟医療センターの研究所というのかな。それを設けておられて、今そういったものについて研究したいということでございました。そしてその中で、やはりこれから子どもたちの認知症に対する子どもたちのサポートというのは、これは非常に重要だということが先生そのものもご説明しておられましたので、そういう時代だなということでございますので、また健康福祉課長も継続して一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

もう一点は参考になると思うのですが、昨日県の福祉大会が湯沢でございまして、基調講演がございまして、皆さま方すでにご存知だと思いますが、南雲クリニックという先生で、何か1日1食食べて健康になるとかという、よくテレビに出ている先生の基調講演

があったのです。その方も非常に内容的には面白く、1時間半が少しオーバーしてしまっ  
て、10分ぐらい。熱弁をはかってね。その方もこれから包括ケアに向けた生活習慣病とか、  
いろいろなことをご説明されて、対象者の方も民生委員とか高齢者の方も多かったので、  
みんな熱心に聞き入って非常に参考になった基調講演だなと思いますので、やはりこれか  
らは第2部会の所管である福祉関係について、ますます皆さま方にいろいろな議論をし合  
って、来年の包括ケアの新潟市の目標へと進んでいただきたいと思います。参考ま  
ででございます。

それではほかになければ、今の皆さんの意見を参考意見とし、あくまでも部会の審議結  
果を優先いたしますので、当協議会の意見といたします。このほか全体会議について、何  
かご質問等がございませんでしょうか。なければ第3部会の塩川部会長、お願いいたしま  
す。

#### (塩川第3部会長)

第3部会の報告をします。所管分野は農林水産業、商工業、交通等。日時は10月13日、  
午後4時から6時まで。今回は知事選挙のために坂井輪地区公民館を利用させていただきました。  
出席者は記載のとおりでございます。主な議事といたしまして、「1 商店街等活  
性化研究・実践事業について」。新潟大学、新潟国際情報大学より企画案報告があり、報告  
内容について質疑、意見を交換いたしました。新潟大学企画案「CAFÉ四ツ角」。空き家  
を内野地域の情報発信ツールとして学生、地域、住民の交流のスペースとして活用し、魅  
力ある拠点とすることで来訪者を増加させ、交流を促進する提案でございます。委員から  
出た言葉はがんばるまちなか支援事業等の補助金を活用する。学生の力だけでは限界があ  
るので、商工会や地域の人の協力を得て一体となって取り組んでいただきたい。

新潟情報大学企画案「うちのDEコスプレ」。コスプレイベントの定期開催を通し、若者  
の誘客、内野地域の飲食店等の利用につなげ、賑わいを創出する提案でございます。委員  
から出ました意見は下記のとおりです。広報手段をSNSのみならず、内野駅などヘチラ  
シを掲出することにより、さらに集客を図ることができると思われる。10月1日に西地区  
公民館で開催したイベントについて、どの地域から参加しているか、またその年齢層  
を教えてください。結果36名の参加があり、大多数が市内からの参加者。その他上越市や隣  
県から参加する者もいた。コスプレする人は10～20代、撮影者は30歳以上。

今後の日程について、下記のとおりと確認いたしました。平成28年10月末、企画書提  
出。28年11月以降、商店街と関係者に向けた企画発表。地域全体で商店街等の活性化につ  
いて考える場とするため、商店街と関係者、地域住民と時期を調整の上、実施したいと。

「2 平成29年度特色ある区づくり事業について」。9月本会で配付した特色ある区づ  
くり事業関係資料に基づき、事務局から説明がありました。区役所企画事業の事務局案に  
ついて、事業ごとに質疑応答と意見聴取を行い、審議の結果、部会として付すべき意見は  
なしといたしました。委員から出されたその他の意見は下記のとおりでございます。

資料3、平成29年度特色ある区づくり事業事務局案。整理番号5【西区の野菜まるかじ  
り教育連携事業】。学校への情報提供を早めにしていただきたい。中学生等への対象の拡大

について検討していただきたい。整理番号7、特産、農産物のコーディネート。いもジェンヌがよりメディアに取り上げられるよう、マスコミ等のPR方法を検討していただきたい。

「3 次回第8回の開催日程」でございます。平成28年11月7日、月曜日、午後3時。場所は西区役所3階303号室。議題は平成29年度自治協議会提案事項でございます。ほかにも一つ、皆さんに第3部会が企画制作した2017地区ふれあいカレンダーをお手元に配布してあると思いますが、先日行われた西区アートフェスティバルにて先行配布しております。10月31日から区民へ配布するため、区内の市公共施設に配置するよう進めております。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。第3部会の区づくり予算等々の報告について、皆さま方がご質問、ご意見ございませんでしょうか。なければ部会での審議結果を当協議会の意見いたします。全体として何か皆さん方、第3部に対する、今の報告事項、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。先ほど塩川部会長の報告いたしました内野の商店街の活性化ということで、新潟大学、情報大学の2校からいろいろなアイデアを出してもらいました。ということで、コスプレとかって皆さま方既にご存知だと思うのですが、昔と違うなと思いました。新潟は中央区でも結構やっているのですが、いろいろな発想でやってみて、そして何と言いますか、やってみて、やらせてみて、そしてやっぱり事業の結果をまちづくりに反映いたしたいということで、学生の提案については、部会長は内野の西商工会の会長でございますので、学生に協力するというので、温かい言葉を学生にこの前発しておられました。内野の集会所は10月31日に開所式でございますね。

(塩川第3部会長)

はい。

(岩協会長)

ということですから、まずというと表現よくないのですが、内野をにぎやかにして、活性化して、そして年度末にはあそこのロータリーが完成いたしますので、それらに向けてまたいろいろな仕掛けをして、まちの活性化に結び付けていきたいなと部会長が言っておられますので、また皆さま方、ご意見等々ございましたら、いつでも第3部会において、参加してご意見をいただきたいと思っております。

それでは、PT1の大谷部会長、お願いいたします。

(大谷一男プロジェクトチーム1部会長)

自治協議会の広報紙の編集・発行を担当しておりますプロジェクトチーム1の会議概要を報告いたします。10月13日午後3時から会議を開きました。出席者は会議概要記載のとおりでございます。当日は第19号のふりかえりを行いまして、よかった点、改善点などを

確認させていただきました。それから区民から何点か非常に肯定的な意見を頂戴いたしまして、2件ほどそこに紹介してございますが、一応囲みの部分を読みますと、2面、3面の図書館特集の記事について、読んでほしい、図書館を利用してほしいと紙面を工夫していると感じたと、非常に好意的に意見を寄せていただいております。それから4面の「知っトクなっトク街のタネ」の木場城の記事はおもしろく、ありがたく読んだ。地域のことがさっぱり分からないので、このような情報はありがたく、今後も続けてほしいという意見でございます。今後も地域の方々に喜んでいただけるように工夫しながら、よりよい紙面作りに取り組んでいこうという確認をさせていただきました。

続いて第20号の企画について掲載内容の検討とそれから面担当を決めさせていただきました。ご覧いただきますように1面については私と小林委員が担当するというので、ここはふれあいカレンダー、大変好評でございますので、そちらの写真をうまくアレンジしながら1面を飾りたいと。例年いろいろと各委員からコメントをいただいておりますが、3回ほど連続していますので、今回はシンプルに謹賀新年ということで会長から年頭のあいさつをいただく予定にしております。

それから2面につきましては、三富委員、広瀬委員が担当ということで、鎌田實講演会の内容を詳細に報告したいと思っております。3面については尾崎委員、鍋谷委員が担当ということで、防災公開授業の報告及び関連記事でございます。関連記事は、これは防災と関連しますけれども、1833年の庄内沖地震のときに津波が発生いたしまして、新川を遡上して槇尾のあたりまで到達したという、いわゆる古文書の内容をコラムの形で紹介をすることを想定しております。

それから4面は渡辺委員、宗村委員、城丸委員、鍋谷委員が担当で、「うちのコミ協」については、内野・五十嵐まちづくり協議会に今回お願いするという事。それから「知っトクなっトク街のタネ」。こちらについては現在電鉄線が廃止されていますけれども、こちらの今昔、いろいろな取材を駆使しながら楽しく紹介していただける記事になろうかと思っております。それから例年のとおりクロスワードパズルも今回も実施するという事でございます。以上が第20号の企画内容であります。

それから3番、その他でございますが、区づくり事業の全部会に共通する事項について、事務局から説明をいただきました。それから次回については、11月14日、午後3時から、原稿作成の確認をいたすことにしております。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。『西区を豊かに』。大変であると思っておりますけど、またこれからの良い紙面づくりに頑張ってくださいと思っております。ただいまのPT1の部会長の報告について、何か皆さま方、ご意見等ございますでしょうか。なければ続いてPT2の副部会長、お願いいたします。

(渡邊プロジェクトチーム2副部会長)

副部会長の渡邊でございます。PT2の報告をさせていただきます。所管分野は西区の

アートフェスティバルの企画・実施に関する事項でございます。第7回の会議が10月12日、水曜日、2時から3時40分まで行いました。出席につきましては、記載のとおりでございます。主な議事といたしましては、アートフェスティバル当日の運営マニュアルについて審議をさせていただきました。委託業者から当日の運営及び進行についてマニュアルに基づきまして説明がございました。それからステージの看板について検討いたしまして、西区の夕日をモチーフにしたデザインを決定いたしました。それから事務局から当日のスタッフの役割について説明があり、それぞれの内容を確認したということでございます。

2点目はプログラムについてでありますけれども、当日配布プログラムの案につきまして、校正を行いました。この際、委員から出された主な意見は、一つはアート展示部門の情報量が大変多くて、文字が小さくなってしまうので、少しでも見やすいようにレイアウトを工夫できないかという意見。それから用紙の色を黄色系にすると文字が非常に見やすくなるのではないかとといった意見が出されておりました。アンケートにつきましては、当日会場にて配布する来場者の皆さんのアンケートの修正案につきまして、最終確認をいたしたところであります。

そのほか9月の本会で配付されました資料2の平成29年の特色ある区づくり事業にかかわる委員アイデアについて、全会に共通する事項について、事務局から説明がございました。そして最後に次回は11月11日ということでございます。

アートフェスティバルを10月22日の土曜日、それから23日の日曜日に実施いたしました。土曜日はアートのみで、日曜日はアートと音楽ということで実施をしたところでございます。おかげさまで第4回西区アートフェスティバルは無事に終了いたしましたので、報告をさせていただきます。お手伝いをいただきました委員の皆さま方におかれましては、本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げたいと思っております。それから今回の音楽部門の中、特別ゲスト2団体の企画をいたしまして、これが大変よい内容でありまして、西区の音楽、芸能、文化活動の視野を広げるよい機会になったのではないかと考えております。それから今回初めてアート展示を、場外にも、あるいは会場といいたしましうか、入口のほうに展示いたしましたけれども、これも大変好評で、多くの方から興味深く写真を撮っておられた方がいらっしやったということでございます。

ご承知のように特に日曜日は雨風といいたしましうか、少し悪天候ではございましたけれども、来場者は昨年を上回るということで大盛況であったということでございます。昨年は755名だったのです。今年は10月22日土曜日のアート部門だけですと21名。それから23日のアートと音楽の日につきましては、825名の来場者がおられました。そして合計しますと846名。そういうことで大幅に来場者が増えました。天気が悪いにもかかわらず来ていただいたというところでございます。なお、今後アンケート集計を行いまして、結果を分析してまいりたいと思っております。以上です。

(岩脇会長)

ありがとうございます。渡邊副部長からのご報告でございました。皆さま方、何かご意見と分からない点がありましたら、ご質問いただきたいと思います。

まず私から2点ほど。私も当日参加させてもらいました。例年ですと、大体子どもたちが自分たちのエリアの子どもたちが見て、終わると帰っちゃったんですよ。今回子どもたちは比較的少なかった。以前に比べたらね。そうするとむしろ観客席が、あまり帰る人が少なかったのですよ。大体定着しておられましたね。渡邊さん。

(渡邊委員)

はい。

(岩協会長)

だからそういう意味では非常によかったのではないかなと思いますし、先ほど言いました新潟大学音楽部の教授のチェロとピアノはすばらしかった。もう一つはジュニア音楽教室のOBの方々。これはバイオリンとチェロでしたね。ということで、皆さん方はやっぱり音楽の趣味というか、そういう方々はたくさんいるのだなということ、私はつくづく思いました。ということで、皆さん方どうもありがとうございました。もう1点、このふれあいカレンダーを当日皆さま方にお配りしたのです。そうしましたら、このカレンダーが、地域の方か分かりませんが非常に喜んでいて、いやあいいな、なんてね。また来年も皆さんお願いします、なんて言うておられましたので、やはり地域に密着した、そして自分たちの身近にあるような写真とテーマが、やはり西区のイメージカラーに非常にいいのではないかなということ喜んでおられましたので、一応参考までに皆さま方にご報告したいと思います。

それでは今の議題は全て終わりました。次に報告事項に入りたいと思います。

### < 3 報告事項(1)新潟市区長公募について >

(岩協会長)

それでは報告事項(1)新潟市区長公募についての説明、皆さん方にいたしたいと区長が申し出ておりましたので、眞島区長、お願いいたします。

(眞島区長)

座って説明させていただきます。10月19日付の新聞で記事が出たのですが、今現在新潟市の8区の区長のうち、4つの区が公募で今区長をやっております。任期が来年の3月で丸3年ということで、原則任期が年度末ということであります。それを受けて、来年度は江南区と南区とそして西区が公募で区長を投票するという記事が載りましたので、皆さんにご報告させていただきたいと思って、本日皆さまにお伝えしているところであります。現在募集期間中でありまして、1月上旬には決定する予定と新聞にも載っておりますので、そのころになりましたら、また来年度の姿が見えてくるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(岩協会長)

ありがとうございました。今日、日報さん見えておりますけど、日報さんの記事等々で、皆さん方相当みんな心配したり、疑問があった点も私にも聞かれましたので、それはそれとして、今日眞島区長から市の経過、経緯等を説明しておられました。質問はしないで、ご報告でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

(眞島区長)

ありがとうございます。

(岩協会長)

どうもありがとうございました。

### < 3 報告事項 (2) 平成 29 年度総合事業の実施内容(案)について >

(岩協会長)

それでは (2) 平成 29 年度総合事業の実施内容 (案) について、でございます。地域包括ケア推進課から説明をお願いいたします。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

皆さま、こんにちは。私は新潟市福祉部の地域包括ケア推進課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。日ごろより皆さまにおかれましては、本市の高齢者福祉介護保険行政にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。本日はお時間を頂戴いたしまして、介護保険制度の改定に伴い、来年度に開始します介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と呼んでおりますが、内容案についてご報告させていただきます。すみません。着座にて失礼いたします。なお現在この内容につきましては、11月9日までの期間でパブリックコメントを実施しております。内容、基準の確定につきましては11月下旬を予定しております。

では恐れ入ります。資料2の左側をご覧ください。平成29年度における総合事業の全体像でございます。まずこの総合事業を実施する背景、目的についてですが、高齢者人口が増大する中で、特に一人暮らし、夫婦のみ世帯、また認知症高齢者が大きく増加するのに伴い、医療、介護のニーズやちょっとした支援のニーズが増大していくことは明らかですが、一方働く世代減少していく中で、これまでのような担い手でサービスを維持することが益々困難になっていくことが明らかでございます。今後さらに人材不足が進むことから、専門職は中度、重度の方へのケアへ、比較的軽度の方への支援は、早期離職されている方や高齢者など、新たな人材のすそ野を広げていくことで対応せざるを得ない状況となっていきます。また専門的でない部分やちょっとした支援は、住民同士の助け合い、支え合い活動が重要になってきます。

そのような中で、これまで介護保険の介護予防給付として実施してきました要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が、同じ介護保険制度の中ですが地域支援事業の総合事業と

して市町村ごとの基準、内容でサービスを提供していくことになりました。また併せて元気な方を対象にしてきた1次、要支援になる恐れのある方を対象としてきた2次と分かれていた介護予防事業につきましても、再編強化され、一般介護予防事業として実施されることとなります。左側下のほう、新旧対象の新制度の欄。下のほうやや太い四角囲みになっておりますが、こちらに新潟市におけるサービス累計（案）を記載してございます。新潟市では介護の総合事業の中の介護予防生活支援サービスにおいて、国が示したサービス類型のうち、訪問型につきましても、現行とほぼ同じ現行相当。それから基準を緩和したA型といわれるもの、それから住民主体によるB型、短期集中タイプのC型とすることを考えております。また通所型サービスにつきましても、同様に現行相当、基準を緩和したA型、短期集中タイプのC型を考えています。さらにその下、一般介護予防につきましても、週1回以上開催している地域の茶の間を、来年度より総合事業の中の事業に位置付けたいと考えております。なお、通所型のサービスで、住民主体のB型を実施しませんが、これは一般介護予防の地域の茶の間と差がないことによるものです。

要介護の方、要支援の方のサービスがそれぞれどのように変わるかを示したのが資料右上の図になります。要介護1～5の方は、引き続き現行の介護給付によるサービスとなります。要支援1、2の方は、訪問介護、通所介護については、認定更新のタイミングで総合事業によるサービスに移行することとなります。訪問介護、通所介護以外のサービス、例えば訪問看護や福祉用具の貸与につきましても引き続き介護予防給付によるサービスとなります。

次にその下をご覧ください。サービス利用までの流れです。図では右側がこれまでと同じ要支援、要介護認定を受ける流れ。左側が新たに加わる基本チェックリストによる利用の流れです。総合事業を利用するにあたり、訪問看護や福祉用具を併せて利用したい場合には、これまで同様要支援、要介護認定が必要になります。一方、訪問型サービスや通所型サービスのみの利用を希望される場合には、新たに要支援認定を受けなくても、25問の質問項目からなる、基本チェックリストを提出し、その判定の結果該当すれば、事業対象者としてサービスを利用できるようになります。これにより、相談からサービス利用までの期間を大幅に短縮できます。基本チェックリストは、地域包括支援センターのほか、区役所健康福祉課、地域保健福祉センターで判定いたします。なお、基本チェックリストと並行して認定申請を行うこともできますし、事業対象者になった後において、新たに認定申請を行うこともできます。要支援者または事業対象者が実際のサービスを利用する際には、これまでどおり地域包括支援センターの職員、または委託を受けたケアマネジャーがケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整を行うこととなります。

続きまして、恐れ入ります。資料の裏面をご覧ください。こちらは総合事業のサービス類型のイメージ図になります。この図は真ん中がサービス、左側が利用者、右側が事業者です。今後人材不足がさらに進み、新たな人材の裾野を広げていかなければならない中で、新潟市としましては一番下のサービス、住民主体の支援、こちらを拡大していきたいと考えております。これは利用対象者も広く、サービス内容も柔軟で、例えば訪問型であれば、ペットの世話や布団干し、庭の手入れ、玄関先の雪どけなど、困りごとにも対応すること

ができます。こちらの住民主体の助け合い、支え合い活動は、各区、各日常生活圏域に設置配置する、支え合いの仕組みづくり会議推進委員、国が言う協議体と生活支援コーディネーターを中心に進めていくこととなります。しかしながら現在行っているモデル事業などでは、訪問型で3団体。集会所の通いの場で30団体となっており、これを広げていくためには、今しばらく時間を要するものと考えております。

一番上のサービスをご覧ください。現行相当サービスです。こちらは現在のサービスと同じ内容、基準となりますが、事業所に支払われる報酬は、利用者がさまざまな組み合わせでサービスが提供できるよう、現在月額包括単価となっているところを、1回当たりの単価に変更したいと考えております。真ん中の基準緩和サービス、サービスAと呼んでおりますが総合事業で設けられた新しいサービス類型です。住民主体の支援が不十分である場合には、必要なサービスであると考えております。これは身体介護を伴わないサービスに特化したもので、現行相当より人員基準を緩和し、高齢者などを新たに雇用することを想定したサービスで、単価もその人員基準に見合った単価とし、現行の約8割程度と試算しております。具体的なサービス内容としては、訪問では掃除、洗濯などの生活援助。通所では運動やレクリエーション、相談などを想定してございます。サービスAに従事する者の資格要件としては一定の資格を有するもの、一定の経験年数を有するもの、市が実施または指定する研修修了者としたと考えておりますが、市が実施または指定する研修につきまして、現時点では事務作業の都合上、来年4月には間に合わないため、一定の資格要件は残したいと考えております。

次に左側の利用者の欄をご覧ください。こちらに附属する矢印が利用するサービスになります。あくまで要支援認定や基本チェックリストの判定結果による利用対象者。この方たちが対象ですけれども、身体介護が必要な場合は、現行相当サービスを利用していただくこととなります。現在の利用者は要支援の認定更新の時期に合わせて総合事業に順次移行していくこと、また基準緩和サービスや住民主体の支援が整うまでには時間を要すること、さらには移行時の混乱を避けることから、当面の間は利用できる基準緩和サービスなどがない場合のほかにも、現行相当サービスを希望する場合、こちらでも現行相当サービスを利用できることとしたいと考えております。

新規の利用者につきましては、地域包括支援センターやケアマネジャーと利用者が相談しながら、どのサービスがよいかが決まっていきますけれども、利用できる基準緩和サービスなどがない場合には現行相当サービスを利用できることとしたいと考えております。

次に資料右側、事業者をご覧ください。すでにサービスを提供している事業者につきましては、現在の利用者に引き続きご利用いただくため、現行相当サービスの規定を受けると想定しております。また基準緩和サービス、サービスAにつきましても、事業者によっては将来の利用者を確保したいという考えや、人材の有効活用の観点から指定を受けるとあると想定しております。

こちらの資料にはございませんが、今後のスケジュールについて説明いたします。冒頭にも申し上げましたが、この内容につきまして11月9日までの期間、パブリックコメントを実施しております。本日パブリックコメント用の配布資料一式につきましても皆さまに

お配りしております。ぜひ皆さまからも多くのご意見をいただきたく、お願い申し上げます。このパブリックコメント期間終了後、市民の皆さま、利用者の皆さまからご意見に対する市の考え方を公表するとともに、必要な修正を行った後、基準などを確定いたします。確定した基準などにつきましては、改めて事業者などに説明会を実施いたします。特に現在の要支援者への周知につきましては、担当する地域包括支援センターの職員、ケアマネージャーから要支援認定の更新申請に合わせて、個別に訪問、面談により説明していただくこととなりますため、今後手引き等を作成し、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターを対象に説明会を実施いたします。また市報や折り込みチラシなどを活用しながら、市民の皆さまへの幅広い周知も行う予定です。

最後になりますが、新制度移行にあたりましては、利用者にも事業者にもなるべく混乱のないよう丁寧に進めていきたいと考えております。以上で平成29年度、総合事業実施内容案についてのご報告を終わります。

(岩協会長)

地域包括ケア推進課の説明でございました。どうもありがとうございました。皆さま方にご質問、ご意見と言われましても、これは相当専門分野の域でございますので、今日のご質問等につきましては、概略は聞きますけど、細かいことについてはまた部会で、これ今説明したのを理解しておる方々は一部だと思うので、難しいのですよ。ということで、福祉部でも来年はスタッフを強化するのですよね。私は今冗談言っています。今回は福祉部もちゃんとして、皆さん、地域住民、また私どもに対して具体的にご説明というか、あり方というか方針を説明していただくように、また私からも市をお願いしたいと思っておりますので、今日は健康福祉課の課長がおられますけどね。直接各区の担当課に行きますので、この件につきましては、相当、先行事例がございませんからね。非常に難しく、いろいろな質問が行くと思います。ということで皆さん方からは意見は聞きます。村井委員、お願いします。

(村井委員)

今話を聞いて、会長がおっしゃること、なかなかまとまって話はできないわけですが、何点かについて少し聞かせてもらいたいのですけれども、表面の基本チェックリストの実施ということですが、現在一定年齢以上の方に、一斉にこれが配布されていますけれど、これは一斉配布については変更ないでしょうか。あとでまとめて。

次が裏面ですけど、上のほうの月額単価が1回あたりの単価へ変更になっていますけど、こういう方式になるだけで、いわゆる金額的な変更はないのでしょうか。というのが1点目です。2点目がその下ですけど、現行の予防給付の約8割（人員配置基準の緩和により減額）となっておりますけど、右側に事業所数が不明となっているのですけれども、私はここの部分が気になっていまして、前から要支援1、要支援2の方でもお風呂に入れないという1人暮らしの人が私の地域にもいるのですけど、そういう人は今現在介護施設で週1回なり2回風呂に入っているということですが、こういうことの入る事業所について

も不明となっているのかというのが。併せて、他市、新潟市以外もこれについては国から来ているものですから、8割とか7割5分とか話は聞きますけど、新潟市として分かりませんが、この不明状態が、または数が少ないとかとなると、大きな問題だと思えますので、新潟市として予算的にプラスしていく考えがあるのかどうかという、将来は分かりませんが現時点で。というのが3点目です。

最後のところですけど、運営基準ということで、事故発生時の対応に一般保険加入が必須とかいろいろ書いていますけど、その実施方法として補助ということになっているのですけれども、考え方によっては、いわゆる隣の人とどうするかという、手助けすることも含めて、登録制的な補助をもらうことによって登録されるのだという考え方が基本になっているのだろうかというところ、一応現在のところ以上ですけど、少し聞かせてもらいたいのですけど。

(岩協会長)

では何点か質問ございました。お願いいたします。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

ありがとうございます。まず基本チェックリストにつきましては、現在委員おっしゃられたとおり、奇数年齢の方に全戸一斉で配布しておりますが、実はそのやり方は国全体の方向としても、なかなか参加率とか把握率がやはり芳しくないということで、この方法は来年度からやめる予定です。例えば地域包括支援センターや例えば民生委員の方とかからの方からの情報をもとに訪問するであるとか、例えば地域包括支援センターが出張相談会を開くとか、そのような、いろいろなネットワークを使いながら把握をしていきたいと考えております。

それから現行相当サービスの月額単価、こちらを1回あたりの単価に変更しますが、単価につきましては実は国で既に単価が月額の場合はこの金額、単価の場合はこの金額と決められておまして、その上限いっぱい設ける予定です。

それから8割に減額した場合ということと、サービス性能不明という部分ですけれども、今モデル事業で使用してまして、訪問型で3事業所。それから通所の事業所で7事業所に協力していただいております。モデル事業におきましては、特に通所のほうはある程度の利用者が見込まれておまして、包括支援センターからもいろいろなサービスがあってよいというご意見を聞いておまして、先ほどの例えば将来の利用者確保であるとか、介護人材の有効活用というところを事業者さんが今後広げていくことによって、一定程度増えていくことを考えております。それから夏に全事業所にアンケートを取ったのですが、一応参加を希望するのが約4割とかそのぐらひはあったのですが、何しろ基準が確定しないと何とも言えないというのがありましたので、今現在こういった基準を案ですけれどもお示しできましたので、今後検討していただけるものと思っています。予算の増額につきましては、その状況を見ながらという形になろうかと思えます。

それからサービスB、住民主体の支援についての補助をすることに登録。これは市民団

体の情報をわれわれが登録するという意味ですか。

(村井委員)

補助をもらうということは、一定の基準があって、団体か個人か見るかもしれませんが、いわゆる近所で手助けするということが補助をもらうってことは、いわゆる役所側としてはそういう人は登録されるということになっているのかなという。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

団体につきましては登録していただく。というか補助、助成をいたしますので、その情報はわれわれ受けますし、必要な関係先については公表という形になるかと思います。なので、サービスを1回、1回やったから補助をするということではなくて、運営経費の全体にかかる部分の一部を補助したいという形で考えております。

(岩協会長)

村井委員、よろしいでしょうか。ということで、理解してくれとは私は強制はいたしませんけど、先ほど冒頭で述べたとおり、非常に裾野が広いということと、包括ケアの方々、今日来られた。事業主には説明なされたのですよね。この内容はね。今度事業主が抱えているホームヘルパーというのですか。介護員。その方々にも現行の制度が一部変わったのを、やっぱり徹底してくれないと、事業主というのはやっぱり営利を追求手段ですからね。使っている人たちが介護サービスの利用者のところに行ってトラブルがないように一つね。あと数カ月しかございませんからね。4月1日からの実施ですから、ないように、皆さん方ね、事業主に徹底させてくださいよ。これはお話いろいろなところで聞いておりますけど。だからまだまだ皆さん方お聞きしたいことがたくさんあると思いますので、いつでも説明に伺うと、こういうことでございますので、第2部会の郷部会長、大変と思いますけど、また皆さん方、包括ケア、新しい新制度について疑問に思う、自分の地域でどういう形の問題があるということをお聞きしたいということであれば、部会のほうに参加して、そうすれば地域健康福祉課、または地域包括ケア推進課の皆さん方が来て、もっと具体的に説明はしてくれると思うのですが、まだ先行事例がないものですから、これは非常に悩ましいところでございますというところなのですよね。いいですね。ということで、今は方針を示したということで、何か大きなことについて、分からない点。三富委員、お願いします。

(三富委員)

公募委員の三富でございます。これは見せていただいたのですが、非常に理解しづらい絵になっていると思うのです。これだけで分からないのですよね。それともう一つは、一つ一つ言うわけじゃないのですが、下の1、現行制度の中で元気力アップサポートというのがありますね。これは皆さん、私も初めて聞いた言葉なのですが、私が勉強不足なのでしょうか。と思って新潟市で発表した内容がありました。これを見るとすごい対象者

になっているのですけれども、これは今回この制度にどうかかわりあいになるか。この右側には何もその名前が出ていないのですが、一次予防事業の中で、非常に一番最初に元気力アップサポートと出ているのですが、その説明と、もう一つは横文字が非常に多い。これを見る人は全部理解できるのは大変なのです。例えば地域介護リハビリテーション活動支援事業。介護予防ケアマネジメント何とかとかね。一つ一つを横文字で書いてあるものですから、これ介護受ける人はみんな老人なのですよね。もう少し説明に漢字でどういう事業というのを、もう少し分かりやすく書いていただいたらと思います。

それと2枚目裏なのですけど、利用者と書いてあります。要支援1基本チェックリスト該当者と書いてあります。この基本チェックリストというのは生活状況チェックリスト25項目あるのですけど、これのことでしょうか。そう書けばいいじゃないですか。生活状況チェックリストとちゃんとあるわけです。そういうことをただ基本チェックリストと書いたり、ほかにあるのですか。それが表に、そうすると裏面については利用者1、2、つまり要支援1、2にしか全部該当するのですか。総合事業のサービス類型案(イメージ図)書いてありますが、これは要支援1、2だけ該当するのですね。そういう理解でいいのですか。そうすると、この1面の黒く囲ってございます総合事業の中に要支援1、2、それ以外の人、つまりここが要介護1～5まで該当するという意味ですね。非常にだから分かりづらい。表に書いてあるのは、まあ要介護1から5までが1面が対応すると。2面が要支援の方だけの問題なのですよ。それ分かりますか。皆さん、これで見ただけで。ちょっとお願いします。

(岩協会長)

どうぞ。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

まずもって、大変資料分かりにくく、申し訳ございません。横文字が多い。それから基本チェックリストの正式名称につきましては、今後注意して直していきたいと思います。最後の要支援1、2、それからそれ以外の方、ここについても非常に分かりづらくて申し訳ありません。実は一般介護予防事業というのがどなたでも利用できるということで、申し訳ございません。それ以外の方と。要支援1、2については、介護予防は生活支援サービスが該当になるのですが、それ以外の方も一般介護予防、総合支援の中にこの2つの事業があるものですから、すみません。このような、現在記載になっておりました。申し訳ございませんでした。

元気力アップサポートにつきましては、新制度移行後につきましても実施する予定です。今まで介護予防の中の一次予防事業というところに位置付けられておりましたが、一般介護予防事業の中の地域介護予防活動支援事業という形の中で実施をいたします。主に元気な高齢者の方が、例えば介護保険施設等に行って、お茶出しとか相談、傾聴とかのボランティアをやることによって活動時間によってスタンプを押して、その活動に応じて交付金を交付するという事業でございます。社会参加であるとか、健康づくりというところを目

的とした事業です。こちらについては、新制度移行後も実施する予定でございます。以上です。

(岩協会長)

ありがとうございました。今担当者のからご説明がございました。個々の細かいことを質疑応答やっておりますと時間がかかりますので、今日皆さん方配付いたしましたパブコメのところに住所と名前を聞いて、こういう意見ということで提出していただけないでしょうか。そしてもし分からなかったら地域包括ケア推進課のほうに、この内容についてどういう意見を出せばいいかということは、電話照会すれば、それはご説明していただけるのですよね。これ先ほど私も申したとおり、非常に裾野が広くて、そしてケアマネの分野にも横文字ケアマネなんですよね。そうすると一般の人たちがこの横文字について当然分かりやすく知っておく必要はあるとは思いますが、ただケアマネ対象の表現が結構入っていると理解しているのですが、皆さん方、国の方針でこういう形になっておるのですよね。あんたらが勝手に作ったんじゃないよね。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

はい。

(岩協会長)

ということで一つご理解して、簡単に文字は分かりやすく。

(三富委員)

ちょっと待ってください。担当者が説明してください。会長がどうしてそんな細かいことまで説明するんですか。

(岩協会長)

いや、だってここに。私が言うのはね、これにちゃんとやってくれないと、いろんな意見が出るから。もう時間が経つから、これをお願いしますということは集約して言います。以上です。はい。坂井さん。

(坂井委員)

公募委員の坂井です。今、会長がパブコメでどうかと言ったのだけど、今三富さんおっしゃったように。ここにいらっしゃるコミ協の会長さんたちがよく分からないということであれば、パブコメ出しているようなわけですから、大いにそこを分かるようなことを共通の認識にできるように、ここで議論をして、それに賛成であるとか、反対であるとかいうふうにしなきゃ駄目なので、私はよく分かるようにもっと議論したほうがいいと思っています。

いくつかあったので、一つ確認ですが、基本チェックリストはやめるわけじゃないみた

いだけれども、さっきのお話だとやめることになるのかな。厚生省の文書では、まず基本チェックリストを出させて、それでAにいくとか、こっちにいくとか振り分けると書いてあったのはどうもやめるということ。それは私はけっこうだと思いますが、ちょっともう一回お伺いしたいということでもあります。一番私分かりにくかったのは、篠田市長が議会で、この新しい制度になっても介護については今までの制度は後退させないというふうに言ったのです。言ったのだけれども、実際にはサービスAを希望と書いてあるけど、現在の利用者で。サービスというのは緩和されたサービスですから、お金が高いという意味でそっちを希望する人があるかもしれないけれども、今受けているサービスはできれば続けたいという人がほとんどだと思うのです。私は、ただ全体的な財政的な理由か何かで、あなたはもっと緩和したサービスでいいですよというサジェスションがあつて、それでこっちにいくことが多い。それからさっき介護単価の設定の問題でもおっしゃっていましたが、国で決められているというのは、国で決められてどういうふうにするのか、そうなのだけれども、国の基準が下がったわけです。こないだも下がったでしょう。単価設定が。これからは75歳以上の高齢者が増えた数しかアップしないから、介護度が進展してもそこに使うお金はありませんよと。であればどうするか。サービスAにしたり、サービスBに回したりしてお金を節約するという意味で、介護保険という制度をつかって、介護保険料を取ったけれども、介護の提供自身の中身はずいぶん変わっていくということが、今度の中心的な中身だと私は思うので、そこについて私は安易にサービスAや何かを利用するようにはさせないでほしいと思っています。

それから実際にはここに書いてあるとおり事業所が無名になっていますから、すぐには判定がサービスAというところに行くかどうか分かりません。私はしばらく今のまま続きながら、10年間かけてそっちへ行かせようという意味だと思います。

もう一つ私これだけはお伺いしたいのは、地域の茶の間の問題なのですが、茶の間を一般介護予防の通いの場にすると。これは茶の間つくってる方たちは、全くそんなこと意識せずに、関係なく茶の間を出発したわけです。私どももそうです。変化として、通って来られる方がいろんな身体介護なんかをするものを予防するということにはなるけれども、これを一般介護予防の場できちんと任務づけるというかね。そうすると私ら素人みたいな人たちが、その方の介護度が進展しないようにケアしなきゃ駄目だと。今までの質問では、私らの話では、そういうことはないですと。皆さんは生活支援で、ごみ出しとか何か手伝ってくれるぐらいでいいですと伺っていたのだけれども、実はそうじゃなくなってきた。そこらあたりがどうも不明確なのです。30 プラスアルファというのはどういうのか。毎週やっているのが30 プラスアルファという意味なのか、例えば月2回であればここに出席していいということなのか、私ども毎週行ってきているのですけれども、しかしこういうふうに一般介護予防のあなた責任を負いなさいと言われてたら、私は大変困るということでもあります。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

お答えします。基本チェックリストについてですが、窓口で要支援、要介護認定以外にも基本チェックリストを活用し、必要なサービスにつなげるような形で考えております。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

窓口相談で基本チェックリストのこの制度の説明をいたしまして、基本チェックリストの実施に同意いただければ、基本チェックリストを実施したいと考えています。

(坂井委員)

1とか2とか3の前に基本チェックリストがあるということなのですか。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

2の流れの中ですね。2の流れのところに基本チェックリスト実施というところがございます。これ以外でも例えばケアマネージャーさんとか、先ほど私が申し上げました地域包括支援センターの出張相談などについても基本チェックリストの実施についてはできると思いますので、いろいろな形で把握ができるのかなと思います。基本チェックリストの郵送での一斉送付自体は行う予定はありませんが、基本チェックリストの実施については引き続き行っていきます。それからサービスAのところなのですが、あくまで現行の利用者については、本人が希望した場合は現行相当のサービスを利用可としたいと考えていますし、地域の茶の間を一般介護予防事業に位置付けるというのが、すみません。財源的な問題で一般介護予防事業になりますと、介護保険の財源を使えることになります。介護予防を進めるためにも、私たち、皆さんやっていたいる地域の茶の間は非常に有効だと思っておりますので、取り組み自体はそれこそ住民主体の取り組みであり、内容については特段の制限を設けるつもりはございませんが、あくまで事業として一般介護予防事業の中に位置付けて、介護保険の財源を使いたいという意味でございます。以上です。

(岩協会長)

それでは皆さま方いろいろな意見をこの場で発言してお聞きしたいと、そのお気持ちは分かります。具体的にどうするこうするということは、部会なり、また皆さん方のそういう要望で自治協委員の包括ケア、この件についても研修会を皆さん方で開いてほしいという形で持っていくという方法もありますので。この場ですと時間が足りないと思いますので、私からの提案でございます。いつでも説明に来ると言っておるのですから。2部会でも。または皆さん方が聞きたいということになれば、研修会なりをやるということでございますので。はい、村井さん。

(村井委員)

会長、時間がないということで、いろいろお話申し上げてくるようでありますけど、ここは西区の自治協ですので、この場で全体の場で部会の場でも議論はあるのだろうけど、あらかたの大きな議論はやっぱりこの場でぜひお願いしたいというのが1点目です。

もう一つは私、前にも、だいぶ前でですけど言ったのですが、地域というと、何か今地域の自治会の役員が地域と、こういうふうイメージされているようですが、この地域包括ケアは本当に大きな問題で、いわゆる現役の方も含めて関わってもらわないと、少子

高齢化の時代ですので手が足りないということですが、市の職員のほうもいわゆる地域に加われということも含めて、市の職員ばかりじゃなくて、いわゆる地域の事業所も含めて、市としては大変だなと思うのですが、できることだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(岩協会長)

今の貴重な意見、聞いておきます。下川副会長、何かご意見ありますか。

(下川副会長)

それでは。貴重な意見ありがとうございました。この場でこれをやっていると、たぶん2、3時間でも終わらないと思いますので、来ていただいて、各部会、特に福祉の第2部会においてこれを重点的にまた検討してもらおう。そういうことをやってもらうか、また研修会をやるとか、それを少し考えていただけませんか。よろしく願いしたいと思います。

(岩協会長)

下川副会長から提案がございました。ということで、この場はそういう形にしていきたいと。皆さま方のお気持ちはよく分かります。さっき言ったとおりね、ここでやら尽きないので、それでまたおいでになってくれるというのですものね。ということで、また研修会を開くのか、第2部会で呼んでいただくのか、また郷部会長と地域課とご相談をして決めたいと思いますので、この件につきましては、私ども役員に一任させていただきますと思っております。

(下川副会長)

誤解されると困りますが、皆さんの意見を封じるという話ではないのですよ。深くやるためにはこの時間ではちょっと無理なので、部会において研修会を企画してもらったり、そういう方向でじっくりと打合せを提供してもらおうようなやり方をしたほうがいいのではないかという提案でございますので、誤解をしないでください。皆さんの意見を今封じるためにやっているわけではないですからね。誤解をしないように、よろしく願いいたします。

(岩協会長)

ということで今日はありがとうございました。また次、いいですか。あと担当課に近々来ていただくことになると思いますけど、その節はよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(佐藤地域包括ケア推進課長補佐)

ありがとうございました。

### < 3 報告事項 (3) 区自治協議会の見直しについて >

(岩協会長)

続きまして (3) 区自治協議会の見直しについてでございます。市民協働課の堀課長からご説明お願いいたします。

(堀市民協働課長)

皆さま、こんにちは。市民協働課、課長の堀と申します。よろしくをお願いいたします。日ごろ委員の皆さまにおかれましては、自治協議会の運営に多大なるご理解、ご協力、ご尽力を賜り、改めて感謝申し上げます。この度自治協議会のさらなる活性化に向けまして、要綱などの整理あるいは見直しをさせていただければと考えております。お手元の資料をもとに、若干お時間頂戴いたしまして、説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。では失礼して座って説明をさせていただきます。

右肩の資料番号資料3をご覧ください。まず1番の背景でございます。自治協議会、来年4月に設立から10周年の節目を迎えます。それを踏まえまして、今年7月でございましたが、東区で行いました全体委員研修会では、自治協につきまして皆さまから意見交換していただくとともに、会長の皆さま、会長会議におきましても活性化についてご議論をいただいていたところでございます。また自治協議会には地域の多様な意見の調整など、協働の要としての役割がございますけれども、この役割を果たすために、自治協議会と地域団体等が連携、情報共有を深めていくこと、さらに申し上げますと近年地域で支え合う仕組みづくりの構築ですとか、子どもの安心・安全など、大きな地域課題になっておりますけれども、地域あるいは区について議論いただくこの自治協議会に、例えば福祉や教育などの専門的な知識、ノウハウを有する地域の人材から今も関わっていただいておりますが、これまで以上に関わっていただくことで、議論が深まり、より一層自治協議会の活性化、地域課題の解決につながるものと考えております。

具体的にはということで、次の2番、項目及び改正案のところをご覧ください。今回は自治協議会の運営指針、要綱の整理となりますけれども、表の左から改正案、現行の要綱、それから改正の理由を記載してございます。今回整理をさせていただきますのは、公共的団体等からの選出でございます2号委員、それから学識経験者の3号委員、それから公募委員の4号委員でございます。まず(1)専門的な人材の参加についてでございますが、先ほど申し上げましたように、福祉あるいは教育など、専門的な知識を有する地域の人材の方からこれまで以上に関わっていただきたいという趣旨でございます。赤字で記載してございます団体。これはあくまでも例示でございますが、2号委員の例示として加えているところがございます。また今まで区によりましては委員資格が異なっていたところがございます。それも今回整理をさせていただいております。記載のところでございますが、社会福祉協議会あるいは民生委員、児童委員協議会がそれに該当いたします。

関連しまして次の(2)公募委員の数でございます。多様な意見の反映と透明性の確保といった観点などから、公募委員の皆さまには自治協議会にご参加いただき、活発なご意見をいただいております。先ほど申し上げました、より専門的な方々から

これまで以上に関わっていただきたいという趣旨の中、一方では委員の定数につきましては上限がありますことから、現在の総委員数の10パーセント以上選任という下限を見直しをさせていただき、公募委員、もちろん必ず入っていただきますけど、定数につきましては区の実情に合わせて柔軟に決められるようにというものでございます。

次の(3)委員再任の運用明確化についてでございますが、これは見直しというよりも、この機に合わせて明確化するものでございます。選出団体や委員資格が異なる場合、これまでの在任期間をリセットしまして、新たな委員資格で再任できるよう、運用を改めて明確化するものでございます。一例として記載してございます。1号委員を3期6年務められた後、2号委員として2期4年務める例を記載してございますが、繰り返し申し上げておりますように、1号委員の任期満了をされた方でも、その方が地域活動の専門的なノウハウ、経験をお持ちの方がいらっしゃった場合は、団体からの推薦となりますが、団体から推薦をいただき再登板ができる。すなわち自治協議会に引き続きお力添えを賜るという例でございます。

最後に一番下、今後のスケジュール案でございます。来年度ちょうど来春委員の改選がございすけれども、改選に向けまして、この後11月運営指針の改正をいたしまして、各区で推薦会議をスタートしていただきます。また予定ではございますが、来年度以降検討委員会を立ち上げまして、改めて自治協議会のあり方等を検討を深めていく予定でございます。

2枚目の資料でございます。各区の自治協議会の委員構成の一覧表となっております。皆さま西区におかれましては右から2番目の列でございます。参考までにご覧ください。

続きまして3枚目の資料、A4縦の資料をご覧ください。こちらは自治協議会のさらなる活性化に向けて、今年の4月でございましたが、中央区の自治協議会で配付されたものをベースに、自治協議会の会長会議の皆さまから改めてまとめていただいたものでございます。自治協議会に期待される3つの役割のうち、特に②の地域代表としての役割でございますが、その役割を果たすため、全体会議の内容を選出団体へご報告いただきたいこと、また地域課題について自由に積極的に話し合っていたいただきたいことをお願いしたものでございます。西区の委員の皆さまにおかれましては、改めてという内容かと思いますが、今一度ご確認いただきたいことでもございます。後ほど目を通していただければと思います。

最後に一点連絡事項でございます。お手元に7月6日に東区プラザで開催いたしました自治協委員研修会の記録。お配りしているのは概要版でございますが、こちら記録集を配付してございます。なお、市のホームページには詳細版、90ページ程度になりますけど詳細版を掲載しております。詳細の部分ご覧になりたい方、ホームページでご確認いただければと思いますし、ちょっとホームページ見れないよという方がいらっしゃいましたら、西区の地域課もしくは直接私ども市民協働課で結構でございます。ご連絡頂戴できれば印刷をいたしまして、例えば来月の自治協議会でお渡しすることなどいろいろ考えていきたいと思っておりますので、そういう必要がございましたら、ご連絡いただければと思います。市民協働課からは以上でございます。貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

(岩協会長)

課長、ありがとうございました。ただいまのご報告について、皆さま方お聞きしたいこと、ご意見等がございませんでしょうか。先ほどと同じ委員の方、発言してもいいのですよ。特にこれ1号委員の方々は重要な案件でございますから、特定の人たちに、多様な意見ということでございますので、皆さま方、1号委員なり構成団体もご意見があったらお願いしたいということでございますので、どなたか。分からない点等々ございますでしょうか。なければ坂井委員、お願いします。

(坂井委員)

ちょっとこれについて意見がありまして、前回、私も次の選任の委員会についての再選を変えるのかなと思ったんだけど、そのときはあえてこだわりませんでした。今度のやつは実情いろいろあるかとは思いますが、読むと要は2号委員を増やして、5号委員はどうするか私は分かりませんが、公募委員、4号委員を減らすと。下限を取っ払うわけですから、まあ増やしてもいいのだけれども、今まで10パーセント以上、この場合は36に対して5でしたからもっと上でしたけれども、南区で30で3人とかギリギリになっています。これを取っ払うということになると、私はどうかなと思うのです。公募委員とか学識経験者がどうして出るかという、コミ協の方は別にコミ協の意見に縛られるわけではないのだけれども、団体代表という性格がある。われわれは割とそういうことというフリーに意見が言えたり、また公募の方は自ら手を挙げて区のいろいろな議論に参加したいということで手を挙げて参加するわけですから、住民自治から言えば、おおいにそういう人たちの意見はもっと生かされるべきだと私は思っているのです。これがもし少ない。ちょっと変わると、公募がなかなか少なく、地域課長からあちこち頼むのだよということをよく伺うのですが、そうだとすれば、それはその地域の住民自治のレベル、水準なのです。3人いるのに1人しか応募がなかったというのはそういうことなので、私はぜひこういう点では公募委員を10パーセントというのは、いったんこうなるとなかなか変わらないかとは思いますが、私は守ってほしいし、駄目だったら西区では5人というのはぜひ5人で進めてほしいと思っています。

(堀市民協働課長)

ありがとうございます。今回の見直しにつきましては、委員おっしゃるとおり公募委員を減らしてくださいという見直しではございません。各区の実情に合わせた委員選任ができるようにという見直しでございます。委員おっしゃるように、公募委員の方、自らそれこそ手を挙げて応募されていらっしゃるし、西区においては定数以上のご応募もいただいているということで非常にやる気といいますか、前向きな方に手を挙げていただいて、公募委員に参加いただいているというものでございます。それはご理解申し上げます。一方で自治協議会が住民と協働の要として機能していく、あるいは地域の特性、各区さまざまございますけど、そういったものが反映できるようにというのも大事でございます。個人としてまっさらな団体に縛られない意見、それはもちろん大事で尊重させていただきたいと思

いますが、一方で地域で実際に活動されている団体もごございます。その辺とのバランス、兼ね合いの中で区の推薦会議の中でご判断いただければ幸いです。

(岩協会長)

ありがとうございました。堀課長、少し確認なのだけど、2の項目改正案のところ、赤字書いてありますよね。支え合いのしくみづくりとか社協とか、あと民児協の地域の会長さんとか、こういったものは皆さま方可能な限り、協議を推薦会議とかそういったもので協議して、その中に入れてほしいというふうに理解してよろしいですね。

(堀市民協働課長)

はい。会長のおっしゃるとおり、趣旨、この度私をご説明いただいた趣旨をお汲みとりいただいて、区の中でご協議いただければと思います。必ずこの方々から必ず団体推薦をいただきたいというものではございません。

(岩協会長)

分かりました。長谷川さん、地域代表何かご意見、何か言いたいような顔していたから、お願いします。

(長谷川委員)

意見はたくさんあります。聞きたいこともたくさん。私は4年ちょっと務めさせていただきましたが、この自治協議会のお仕事。何が何だかまだ飲み込めないところがたくさんあります。自治協議会は次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関に諮問されたものを、また必要と認めるものについて審議し、なんて書いてあるのですけれども、ある人によっては、教育法の改正問題を取り上げたり、また市議会でもんでいるバスの件を取り上げたりしている方もおられますけれども、私どもは大体何を論議するのがこの場なのだろうかと、こんなふうに思うのです。これからやるということはいくら聞いても、私は自治会長なんか長年やっているものですから、まずさっきのこれから始まるケアシステムの問題でもそうなのですが、自治会長が本当に先生にならないと自治会に徹底できないわけですよね。だからそういう説明会を本庁の方がどうして、本庁の方が来てどうして説明しないといけないのでしょうか。西区の担当さんがどうしてこの前に説明できないのだろうというのが、私不自然に思うところなのです。なので、本庁から来て、言って行って、それで終わり。区役所の方が一つ細かく説明することはないのですね。私どもも非常に私どもの仕事について非常に疑念を持っています。もっと明確に箇条書きにできないものかなと思って。教育法の改正だとかバスのBRTの問題とかを、ここでワイワイワイ言ったって、市議会でやっているものを私ども通じるわけがないだろうと思っているのですけれども、やはり聞きたい人は聞きたくて質問してるわけですけどね。もっと私どもの協議できることの範囲を細かく列記してもらえないかなと思います。以上です。

(堀市民協働課長)

ありがとうございます。

(岩協会長)

貴重な意見、どうもありがとうございます。では木村委員どうぞ。

(木村委員)

一つお聞きしたいのですけれども、先ほど坂井委員からいろいろ質問があって、最後に、私は5号委員なのですけれども、5号委員については分からないというお話がありました。確かにここに明記されておりません。このままこういったら5号委員はいらないのかどうか。ただ改正案のところにもふわーっと社会福祉協議会とか民生委員児童委員協議会みたいなものがあるのですけれども、その辺はなんでこの現行のところにも明記されていないのでしょうか。

(岩協会長)

課長、お願いします。

(堀市民協働課長)

ありがとうございます。5号委員につきましては、その2枚目の記載がございますように市長が必要と認めたものということになります。大まかな説明になりますけども、1号から4号までの委員資格には該当しないけれども、特に自治協に入っていたきたいと、必要があると認められる方が選出いただいているというところでございます。木村委員、失礼ですけどどちらから。

(木村委員)

社会福祉協議会です。

(堀市民協働課長)

すると今回社会福祉協議会さんについては、実は本部が中央区については従来から2号におりましたけど、それ以外の7区については区社協ということで5号に位置付けをさせていただいたところなのです。ただ社協さんについて、区社協であるけれども、もちろん例えば西区であれば西区のエリアの中でご活躍いただいているということで、本社機能云々かんぬんはさておき、今回2号、5号とバラバラになっているものを2号委員として統一させていただいたという推移でございます。ですので、5号委員、繰り返しになりますけども、1～4に当てはまらないけどぜひという団体を5号と位置付けていたものから、今回のご説明の資料の中では特段記載させていただかなかったということでございます。社協さんにおきましては、本当に私何度も申し上げておりますが、今後引き続きご協力、ご尽力賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(木村委員)

ありがとうございました。

(岩協会長)

ということでございます。では3号委員の鍋谷委員、何か代表して3号委員のご意見ございましたら。

(鍋谷委員)

今日推薦母体をお伺いして、自分がその役を果たしているのかどうかということ非常に反省しております。ここにいろいろな団体が各方面も書いてあるのですが、具体的に重なり合うところもあったり、非常に難しいなど。選ぶ方、難しいなど感想としては思いました。地域によってどういう適切な人がいるかということを考えて入れていけばいいわけですけど、推薦されるほうとしても非常に難しい問題があるのかなと思いました。以上です。

(岩協会長)

これも意見として、大変だと、こういう意見としてお聞きしておきたいと思います。せっかくですから2号委員の郷さん。2号委員を代表してお願いします。

(郷委員)

私自身が、私は2号委員として地区育成協議会から出ていますが、今度新しく3号委員のほうにしっかりと地域教育コーディネーターという文言が書かれていることに関して、私自身は少し疑問を感じているところであります。ただ今のところ各区の自治協の委員構成を見ますと、3号委員にコーディネーターの役職で出ていらっしゃる方が何人いらっしゃるので、新しく書いたからどうかなとは思いますが、選択肢として所属団体が広くなり、選ばれる方が広がったということと、ただ地域教育コーディネーターというのは、基本的に学校にいて、地域とつなぐということで任命されている方が、ほとんどなので、そこにプラスこれに入れてくるというのが私は適切かどうかというのは、ちょっとハテナ。こんなところでハテナと言っていいのか分かりませんが、ちょっと疑問に思っているところであります。

(岩協会長)

その前に、今、郷さん、2号委員として何か意見ございますかと聞いたのは、以前郷さんは地区青少年育成協議会ということなのですが、ごめんなさいね。西区にはそういう団体、要は申告団体はあっても大きな構成団体としてはまだ活動は少ないと私聞いております。これは坂井輪中学校委員として来られているのですものね。推薦母体は。

(郷委員)

推薦はそうですけれども。

(岩協会長)

この件については、いろいろとまた私ども会長会議等々でいろいろなご意見があって、整合性を保つという意味と先ほど言った地域教育コーディネーターというのは少子化の問題、あと子育ての問題ということで市も重きを置いているという議論があったのですよね。堀さん。そういうことで踏まえてご理解して。郷さんは坂井東小学校の確か、ということではなっているのです。推薦されたのは、その辺のことを。

(長谷川委員)

違うよ。西区から推薦差し上げましたけれども、西区の母体から。

(岩協会長)

待ってください。西区の母体とか私調べました。ということで正式な母体は新潟市の青少年育成協議会という組織はあるけど。いやいや、新潟市のね。地区ごとにはまばらなんですって。そういうことだということも背景にあるということで一つご理解してください。ほかに何かご質問。あと1件だけでございます。尾崎委員、お願いいたします。

(尾崎委員)

3号委員の尾崎です。コーディネーターつながりで、少しご質問というか、この人たちはどうなのかなというのでご提案をさせていただきたいのですけれども、新潟市で他地区で行われているコミュニティコーディネーター育成事業の参加者というのはこちらに入らないのでしょうか。実際公募委員の三富委員と私自身も西区のコミュニティコーディネーター育成事業の参加者でありまして、参加した後、次の年度から運営委員として関わっております。結構全8区いろいろな方々も参加されている事業だと思うのですけれども、委員構成を見てみるとどちらにも名前がないですね。実際この人たちが活躍できる場所をこちらに持ってくるというのも一つの手かと思うのですが、いかがでしょうか。

(堀市民協働課長)

ありがとうございます。コミュニティコーディネーターにつきましては、公民館との連携事業で、地域の人材育成といいますか、活躍いただける方の講座ということですよ。具体的には江南区におきまして3号委員としてかなりの方が入っていますが、今委員のご提案のとおり、その講座の趣旨からしても、そういう地域とかあるいは自治協。こちらの自治協もそうですよね。ご活躍いただきたいという趣旨も含まれてあろうかと思うので、そこについては貴重なご意見として考慮させていただきたいと思います。

(岩協会長)

ただ今の報告、先ほど私が申し上げたとおり、ただ今の報告に関連しまして、一つ皆さま方にご議論していただきたいということでございます。スケジュールにあるように、いよいよ来月から推薦会議がスタートするわけですが、この構成員を各号の委員から選出しなければなりません。そこで推薦会議委員を10名とし、本日の会議終了後、それぞれの各号、1から5までの委員の中から代表者を選出していただくことにいたしたいと思っておりますので、先ほど全体言いましたけど、こういう形でもっていきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

－異議なしの声－

ということで、異議なしということでございます。ありがとうございます。それでは推薦会議のメンバーについて、11月本会にて報告させていただきます。

### < 3 報告事項 (4) 公共施設にかかる地域別の実行計画について >

(岩協会長)

続きまして(4)公共施設にかかる地域別の実行計画について、財産活用課から説明をお願いいたします。

(江戸財産経営推進室長)

どうも皆さん、ごめんください。財産活用課財産経営推進室長の江戸と申します。貴重なお時間いただきありがとうございます。私から資料4についてご説明させていただきます。座って失礼いたします。

本市の財産経営につきましては、昨年にも自治協議会の場をお借りして、全体計画である財産経営推進計画や11月に地域の公共施設の現状をあらわにした地域別検討資料について、ご説明の機会をいただいております。地域別の実行計画は、おおむね中学校区を単位として、地域における身近な施設の今後のあり方についての計画となっております。対象となる地域は全市で55地域。西区では8地域を単位として計画を策定する予定となっております。

昨年よりモデルケースとして取り組みを進めていた西蒲区の瀧東地域では、昨年8月より地区内の3小学校の統合を契機としてワークショップを開催させていただき、計画がまとまりつつある段階でございます。また区役所の移転、改築を予定している北区の葛塚地域や市営住宅の跡地の活用を予定している江南区の曾野木地域でも今月から同様の検討を始めているところでございます。このように地域内で学校の統廃合や主要な施設の更新などがある地域から、順次地域の皆さまとの協働によって地域別の実行計画を策定していきます。今後はそれ以外の地域でも、こちらから直接コミュニティ協議会等にお邪魔させていただきまして、ご説明させていただきたいと考えております。これは全市55地域について速やかな取り組みが必要であり、議会などからもそのための取り組みを求められていることや、地域の皆さまに財産経営の必要性や考え方について広くご理解いただきたいという趣旨でございます。コミュニティ協議会さまの総会や勉強会等で1時間ほどお時間をい

ただければ、本市の公共施設の概況や、地域別検討資料として取りまとめた地域の公共施設の状況、概要などをご説明します。また潟東地域などの先行事例の紹介もさせていただきます。と思っています。

まだ施設に動きがない地域であっても、説明の機会を区の地域課を介してお願いをすることもあろうかと思えます。その際には何卒よろしく願いいたします。またご要望があれば優先的にご説明いたします。

ここでお知らせです。チラシ「公共施設のこれから みんなで考えよう！市民フォーラム」というチラシを当日配付させていただいております。また区の地域課からご案内をさせていただけるところでございます。市報の10月9日号や10月22日の新聞の報道もされており、ご覧になられた方いらっしゃるかと思います。11月5日に東区のトークプラザ、東区役所内の複合施設です。ここにおきまして、「市民フォーラム みんなで考えよう！公共施設のこれから」を開催します。この市民フォーラムは、公共施設の再編時に市民の参画が必要な理由ですとか、廃校の有効活用事例、また本市の取り組みなどをご紹介しますものです。身近な公共施設のあり方を、市民の皆さまとわれわれ行政と一緒に考えるきっかけとしたいと考えております。参加は無料ですが、申し込みが必要となっております。ぜひ委員の皆さまやコミュニティ協議会の役員の方々、また委員のお知り合いの方にもご参加いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございました。

(岩協会長)

ありがとうございました。担当課のご説明でございました。何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。この前春先か何かに1回やりましたよね。具体的にね。

(江戸財産経営推進室長)

昨年お時間いただいて。

(岩協会長)

そうでしたか。ということで今新潟市の財産運用耐用年数ということで大きな問題になっているのですよね。ということで今説明があったとおりでございます。何かこの件についてご質問等がありますでしょうか。いつでも地域に行くというのですから、コミ協で連絡会議等々で会長さんおられますから、よろしいのではないかなと思います。一つご説明をお願いしたいと思っております。ご意見がないようでしたら、どうもありがとうございました。

(江戸財産経営推進室長)

どうもありがとうございました。

#### < 4 その他 >

(岩協会長)

続きまして4番のその他でございます。次第の最後、その他ですが、事務局何かありませんでしょうか。

(事務局：堀企画係長)

恐れ入ります。それでは数点ご説明させていただきます。まず次回会議の開催日程でございますが、お手元のA4縦のもの、平成28年度西区自治協議会開催予定ご記載のとおり、次回第8回自治協議会は11月24日、木曜日、午後3時より。会場はこちら区役所健康センター棟1階大会議室で行います。会議の議題と詳細につきましては、運営会議と調整させていただきます。改めて皆さまへご案内いたします。また同日午後1時15分より第2回教育ミーティングを開催いたします。詳細につきましては教育支援センター所長の長谷川よりご説明させていただきますので、お願いいたします。

(長谷川西区教育支援センター所長)

西区教育支援センター所長の長谷川と申します。私からは区の教育ミーティングの開催について説明をさせていただきます。失礼ですが座って説明をさせていただきます。それではお配りしてございます依頼文「区教育ミーティングの開催について」をご覧くださいと思います。委員の皆さま方には6月24日開催の第1回西区教育ミーティングにたくさんのご参加、そして多くのご意見をいただきましてありがとうございました。本年度2回目の区教育ミーティングでございますが、こちらの1と2に記載のとおり、来月の自治協議会の前、11月24日の午後1時15分から1時間30分、こちらの会場で開催を予定しております。また3の懇談テーマにつきましては、以前に皆さま方にお伝えしておりましたとおり、自治協議会の教育を担当する第2部会において検討の結果、先ほど部会の報告でもありましたとおり、「地域づくりと学校と調和の取れた連携を進めるために」と決定いたしました。当日はこのテーマに沿って、地域と学校パートナーシップ事業の一層の活性化を目指しての課題と対策。そして学校の多忙化がいわれる中で、学校と調和の取れた連携活動をどう進めていくかの2つの視点について懇談を行います。なお、今回のテーマに関して、当日は府内の小中学校長から1名ずつご参加をいただき、学校の現状などもお聞きしながら進めることを予定しております。またミーティングの前になりますが、今年度の全国学力学習状況調査の結果が出ましたので、昨年と同様に教育委員会事務局より、西区の児童、生徒の状況について説明がございます。

次に4の参加の対象者でございますが、2回目となる今回は、教育を担当する第2部会の委員の方を対象とさせていただきます。なお、今回のテーマについて懇談を希望される場合は、第2部会以外の方でも参加は可能でございます。最後に出欠のご連絡ですが、第2部会の方は出席もしくは欠席のご連絡をお願いいたします。また第2部会以外の方につきましては、参加を希望される方のみご連絡をお願いしたいと思います。いずれも期限は来月の10日の木曜日とさせていただきます。お配りしておりますご案内の裏面が連絡票と

なっておりますので、ご利用をいただければと思います。それではどうぞよろしく願いいたします。

(事務局：堀企画係長)

続きまして、地域ミーティングにつきまして地域課長よりご説明させていただきます。

(永井地域課長)

失礼します。地域課長の永井です。着座で説明させていただきます。地域課から、それに含めましてあと2点ほどということで説明をさせていただきます。毎年恒例となっております市長の地域ミーティング、今年も開催を予定してございます。西区では12月10日土曜日ということで、西区役所会場に3回に分けて実施をいたすという予定にしてございます。自治協からのご出席につきましては、すべて会長からご出席をいただくことが基本となりますけれども、また次月11月の自治協におきましてきっちりのご案内をさせていただきます。そこから10日までの日付がちょっと細かいという中で、今日頭出しという形でご説明をさせていただきました。資料も何もなくて申し訳ございません。

それともう一点、来週10月31日に内野のまちづくりセンターがオープンし、併せて西出張所それから西の地域医療保健福祉センターがオープンするわけですが、その1週間後、11月7日に黒崎の出張所が、今新館にリニューアルということで移動をいたしまして、そこで業務を開始いたします。併せまして大野小学校区のまちづくりセンターということで、今までよりも広くまちづくりセンターという形でオープンしますので、併せてご案内をさせていただきます。私からは以上でございます。

(事務局：堀企画係長)

続きまして建設課長お願いします。

(古俣建設課長)

建設課の古俣でございます。公園名称の決定についてということで、資料を1枚用意させていただいておりますので、その件について説明させていただきます。以前にこの場で赤塚他地内で整備を進めております公園についての名称の公募について説明をさせていただいたところでございます。その名称が決定しましたことから、この度報告させていただきます。申し訳ありませんが、すでに10月16日の「市報にいがた」及びホームページでは既に報告をさせていただいております。応募総数342通の中から東京都世田谷区在住の保岡直樹さんのご考案いただきました「きらら西公園」ということで決定をさせていただきました。名称の意図するところでございますが、「きらら」については、光あふれる花と緑の公園、それから子どもたちの明るい笑顔輝く未来を連想ということでございます。それで名称の中に西ということで、西区の意味を込めたということでございます。この名称につきまして、選定委員の皆さまから「きらら」に込められた思いや、西が入ることで位置関係が明瞭。あるいは子どもからお年寄りまで親しみやすく、すっきりとした名称と

いうことでの評価を受けて、この名称に決定しております。以上簡単ではございますけれども、名称についての報告をさせていただきました。ありがとうございます。

(事務局：堀企画係長)

それでは若干だけ私からご説明させていただきます。チラシのご案内でございます。「うちの開花宣言」、そして続きまして新潟大学永吉委員にご尽力いただきました「NIHONGA タイムトラベル」、そして「American Dream in concert」、そして11月12日西区恋活イベントとして、「うちの de まちあるき」、このようなチラシを同封させていただきました。この季節、また内野のほうがさまざまなイベントで彩られますので、ぜひ足をお運びいただければと思います。それ以降は広報誌となりますので、後ほどご覧ください。事務局からは以上でございます。

(岩協会長)

今、事務局からの報告でございました。委員の皆さま方におかれまして、ご報告することがございましたらお願いしたいと思います。ないようでございます。それではこれで平成28年度第7回西区自治協議会を閉会します。長時間ありがとうございました。